資料２－１

意見に対する考え方

意見番号	意見の種類	意見の内容	意見に対する考え方
1	条文追加	条文に「学校における理解の促進」といった項目を追加する。	○学校での取組について市の姿勢が明確になる。 ●第７条第１号で規定する「手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策」に学校における理解の促進は含まれている。 ●学校の範囲を検討し、確定する必要がある。⇒教育委員会等の関係機関からの意見聴取が必要。 ●施策の推進方針の細目と考えられる。細目については、第７条第３項において「ろう者、手話通訳士等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者と協議の場を設けるものとする」と規定している。 ●施策の推進方針の細目を条例で規定すると、今後細目を追加・修正するたびに条例改正が必要となる。
2	条文追加	見直し条項を追加してほしい。	○附則に規定する例がある。 ○社会情勢の変化への対応の必要性が明確になる。 ○どの程度の頻度、目安で見直しが必要か定めた方がわかりやすい。 ●見直しを行うことは当然なので、あえて明記する必要は無いとする専門家の見解がある。
3	条文修正	第８条（財政上の措置）について「全日本ろうあ連盟」のモデル案にあるように「必要な施策を講ずるものとする」とすべきと考える。	求める文言として使用される「求め方」として、①「講じなければならない」、②「講じるものとする」、③「講じるよう努めなければならない」、④「講じるよう努めるものとする」という規定ぶりがあり、直接的義務づけの強度でならべると、「①＞②＞③＞④」の順となる。 ・本市の他条例において ①「講じなければならない。」と規定している例は無い。 ②「施策を講じるものとする。」と規定している例は２件ある。 ③「施策を講じるよう努めなければならない」と規定している例は４件ある。 ④「施策を講じるよう努めるものとする」と規定している例は４件ある。昨年議員提出したネット安心条例が該当する。
4	全般	関連団体の意見を尊重して条例案を作成することを求める。（１月の意見聴取で出される意見において必要があれば、素案を改善してほしい）	・当事者の願いに沿う条例にすべく、条例全体のバランスを考慮し可能な限り条例案に盛り込む。